

令和2年5月28日  
危機管理部

## 風水害対策総点検を踏まえた取組みについて

区は、令和元年10月の台風第19号に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、対応方針と対応策として取りまとめた。今般、災对各部の検討状況を踏まえ、対応策について具体の取組みを取りまとめたので報告する。

### 記

- 1 風水害対策総点検を踏まえた取組みについて  
別紙「風水害対策総点検を踏まえた取組み」

## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

## 1 災害対策本部の設置について

	項目	課題	対応策	具体的な取組み
1	災対各部の構成 (本部長室会議の構成) <b>【災対統括部】</b> <b>【災対総務部】</b>	・水防本部体制から移行する災害対策本部では、災対各部を一部に限定していたが、様々な事態に対応するために、構成員を全ての災対各部にする必要がある。	・ <b>台風の規模や予想進路等の気象情報、鉄道等の計画運休情報などを考慮した災害対策本部体制設置基準を策定</b> し、本部長室会議の開催ルールも明確にする。 ・災対各部長は玉川・砧地域水防本部の体制から除外し、当初から災対各部の業務に従事する。	<b>【短】</b> <b>【短】</b> ・災害対策本部設置基準を定め、その中で、台風の接近等により強い降雨や強風の継続等が予報されている、または、それらが発生している状況により、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休情報を考慮し、災害対策本部を設置することとする。 ・本部長室会議は、本部長、副本部長、災対各部長の全構成員が出席して区の対応方針等を決定するために行うものと、避難所運営等個別に協議し関係する災対各部長が出席して決定するために行うものとを、目的に応じて開催する。
2	各部の要員配置 <b>【災対総務部】</b>	・計画運休などの影響により、職員の追加配備が困難な状況にあったため、災対各部の要員配置を再検討する必要がある。	・台風の規模や予想進路等の気象情報、鉄道等の計画運休情報などを考慮した災害対策本部体制設置基準を策定し、空振り覚悟で、要員配置ができるようにする。	<b>【短】</b> ・風水害対応時の災害対策本部体制において、災対各部長が指揮を執り、災対各部の業務を着実に進めるよう、玉川・砧地域水防本部の応援体制から災対各部長を除き、当初から災対各部の業務に従事する。 ・災対各部は風水害対応タイムラインの各部の対応に基づき、空振りを恐れず、必要な要員を確保できるようにする。
3	各部への決定事項の連絡体制 (決定事項の全庁周知など) <b>【災対各部】</b>	・災害対策本部の本部長室会議で決定した事項を災対各部に周知するのが遅くなった。	・ <b>災害対策本部と災対各部とで職員が避難所の状況などの情報収集、共有ができるよう、通信用アプリを導入</b> し、具体的な活用を検討した上で、早期の運用を開始する。 ・台風の規模や予想進路等の気象情報、鉄道等の計画運休情報などを考慮した災害対策本部体制設置基準を策定し、各部連絡員の確保など、本部体制における災対各部の役割を再確認し、徹底する。	<b>【短】【R2】</b> <b>【短】</b> ・災害対策本部体制や水防体制において、職員間における避難所の状況などの情報収集・共有が出来るよう、 <b>管理職のスマートフォンに通信用アプリ(LINEWORKS)を6月に導入</b> し、出水期における運用体制を整備する。また、導入後においては効果を検証したうえで、新たに配備する拠点隊職員用等のスマートフォンへの導入を進める。 ・災害対策本部が設置された場合には、災対各部は必要な要員を確保する。災対各部長は本部決定事項等を速やかに各部内へ伝達するとともに、風水害タイムライン災対各部版により、各部の役割と対応を確認し、対応に漏れ、抜けのないようにする。

## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 2 情報発信の強化について

項目	課題	対応策	具体的な取組み
1 防災行政無線の伝達方法の検討 【災対統括部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨風が強くなっている中での防災行政無線塔の音声が「聞こえづらい」「聞こえにくい」との意見が多くあった。</li> <li>・定期的に情報提供を行っている防犯情報においても、屋内・屋外でも防災行政無線塔の音声聞こえづらいとの意見が入っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線放送に併せて、ホームページ、災害・防犯情報メール、ツイッター、緊急速報メール、エフエム世田谷で同時に情報発信した場合に、同内容を発信していることが区民にわかりやすく伝わるよう発信する。</li> <li>・24時間安全安心パトロール(青パト)や広報車での地域巡回による情報伝達を実施していく。</li> <li>・防災行政無線放送の伝達、音達性能の向上・検討を進め防災行政無線のスピーカーのよりよい伝達方法の検討を行い、改善に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短】これまでの情報発信ツールに、新たにYahoo! 防災速報を加え、防災行政無線に併せて同時に情報発信する。</li> <li>【短】雨風が強くなる前に、24時間安全安心パトロール(青パト)や広報車での地域巡回により、注意喚起等の情報伝達を実施していく。</li> <li>【長】防災行政無線放送の伝達、音達性能の向上のため、他自治体の事例を参考に、防災行政無線のスピーカーの一部を遠くまで聞こえやすいスピーカーに更新する等、よりよい伝達方法の検討を行い、改善に取り組む。(検討中)</li> </ul>
2 携帯電話を持たない区民への情報伝達 【災対統括部】 【災対財政・広報部】 【災対地域本部】 【災対保健福祉部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや災害・防犯情報メール、ツイッターなどの情報伝達手段により、避難情報などを発信しているが、携帯電話などを持たない区民は、これらの手段により情報を取得できないため、テレビやエフエム世田谷などから情報を取得できるよう更なる周知が必要である。</li> <li>・事前周知のほか、その他の情報伝達手段の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線電話応答サービスの更なる周知や回線の増加をする。(100万コール対応)</li> <li>・災害時の情報発信について、協定を締結しているケーブルテレビ事業者との連携を強化する。</li> <li>・紙媒体(チラシ、掲示板など)での事前周知の充実を図るとともに、避難行動要支援者などには個別の周知を実施する。</li> <li>・災害状況などの区民からの問い合わせに対応する電話対応人員を確保し、区民からの問い合わせに対する体制を整える。</li> <li>・他自治体の事例を参考に、防災行政無線放送の補完となる情報伝達手段の調査研究を行い、実施する。</li> <li>・民間事業者による地域BWA(広帯域移動無線アクセス)サービス導入に合わせ、地域BWAを活用した災害情報の伝達について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短】【R2】防災行政無線電話応答サービスを大量・同時に受け付けるNTTコミュニケーションズのサービスである、電話情報サービス「テレドーム」(100万コール対応可)を導入する(7月更新予定)。今後実施予定の防災塾や訓練、防災講話などで周知する。</li> <li>【短】災害時の情報発信について、協定を締結しているケーブルテレビ事業者との連携を強化し、従来の防災行政無線放送と連動した放送に加え、発信内容の充実を図る。</li> <li>【短】紙媒体(チラシ、掲示板など)での事前周知については、今後実施予定の防災塾や訓練、防災講話などで周知する等、充実を図る。</li> <li>【長】多摩川の浸水想定区域における要支援者(約500名)への意識啓発やニーズを把握するための個別のアンケートを令和2年5月～6月に実施予定。なお、アンケート結果に基づき、風水害時の避難行動要支援者への呼びかけ方法などを検討する。</li> <li>【長】区民から災害状況などの問い合わせに対応できるよう災対各部で電話対応人員を確保し、体制を整備する。</li> <li>【長】他自治体の事例を参考に、要支援者へのアンケート結果も踏まえ、電話・FAX配信サービス等の防災行政無線放送の補完となる情報伝達手段の調査研究を行い、実施する。</li> <li>【長】区における地域BWA(広帯域移動無線アクセス)システムの整備とサービスの提供について同意を交わしたイツ・コミュニケーション株式会社と協議し、地域BWAを活用した災害情報の伝達について検討する。</li> </ul>
3 TVデータ放送の周知 【災対統括部】 【災対地域本部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の取得ツールとしてTVデータ放送の活用の周知を徹底する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップなどの防災啓発物などを活用して、防災塾や地区の訓練、防災講話など様々な機会をとらえて、テレビの「dボタン」を押して、データ放送により、開設避難所や避難情報などを取得する方法と手順を区民に周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短】改定する洪水ハザードマップ等の防災啓発物を活用して、また、防災塾や地区の訓練、防災講話など様々な機会をとらえて、テレビの「dボタン」を押して、データ放送により、開設避難所や避難情報などを取得する方法と手順を区民に周知する。</li> </ul>
4 多言語対応の拡充 【災対統括部】 【災対区民支援部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に在住する外国人や来訪する外国人に対する情報伝達の方法として、防災行政無線などによる避難情報の内容について外国語対応を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線などの避難情報の補完手段を検討する中で、外国語対応を検討し、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【長】防災行政無線などの避難情報の補完手段検討にあたり、外国語対応についても引き続き検討していく。</li> <li>【長】ホームページ内の外国人向けページにおいて、平時から国等の関係機関からの配信情報を活用した災害対策情報の充実を図る。</li> <li>【長】外国人への情報発信ツール、外国人にもわかりやすいやさしい日本語を活用しての情報発信について検討する。</li> </ul>



## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 2 情報発信の強化について

項目	課題	対応策	具体的な取組み
5 ホームページ、ツイッター、フェイスブック 【災対統括部】 【災対財政・広報部】	・災害用トップページへの切替が早期にできず、ホームページへ大量のアクセスが集中し、つながりにくくなる状態が長時間発生した。	・ホームページのサーバー容量を増強する。 ・災害対策本部が立ち上がった時点で災害用トップページに切り替えるよう、運用ルールの見直しを検討する。また、災害用トップページを有効活用するためには、事前に掲載項目(緊急情報のほか、ライフライン、交通機関、災害伝言ダイヤルへの案内など)を決定する必要があるため、災害対策課と広報広聴課で検討し、対応する。	【短】 【短】 ・令和2年1月にシステム改修を実施し、サブデータセンターのサーバを増強した。 ・災害用トップページについて、切り替えのタイミングや掲載内容などの運用ルールを「世田谷区公式ホームページ運用ガイドライン」で定めるよう検討を進めている。 ・令和2年2月に東京都が策定した「アクセス集中ガイドライン」の方針に基づき、アクセス集中対策としてホームページシステムにCDN(コンテンツデリバリーネットワーク)を導入する(令和2年6月稼働予定)。
6 エフエム世田谷 【災対財政・広報部】	・エフエム世田谷からの災害時の放送は、災害情報を継続的に頻度を高めて放送を行う必要がある。	・災害時などにおける緊急態勢に関する協定の見直しを行い、放送頻度や災害対策本部での緊急放送についても協議し、対応する。	【短】【4補】 ・世田谷サービス公社と取り交わしている「災害時等における協力体制に関する協定」のうち、エフエム世田谷に関する部分について、区が要請したときは、エフエム世田谷のスタッフを災害対策本部に派遣し、24時間態勢で、その場から災害防災情報等を放送することなどを定めた実施細目を制定した。 ・エフエム世田谷の電波を用いて、災害対策本部から直接放送を行えるよう、音声伝送器(IPコーデック)を3台購入した。災対本部、エフエム世田谷、世田谷ビジネススクエア屋上に各1台設置し、令和2年度中に運用を開始できるよう調整中。
7 日頃からの周知啓発 【災対統括部】 【災対地域本部】	・避難の方法は避難所に避難するという認識が多くなっている中で、自主避難や親類などの縁故避難、命を守るための垂直避難なども周知する必要がある。	・多摩川洪水浸水想定区域内でどれくらい浸水するおそれがあるのか、想定される浸水の深さを示す表示版を電柱に設置する。 ・洪水ハザードマップを改訂し、全戸配布する。 ・避難方法(自主避難や親類などの縁故避難、命を守るための垂直避難)について様々な避難があることや、日頃からの備え、災害前の対応について、防災啓発物などでわかりやすく周知していく。 ・防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前周知啓発に取り組んでいく。	【短】【3補】 【短】【R2】 【短】 【短】 ・多摩川洪水浸水想定区域内の設置箇所想定される浸水の深さがわかる想定浸水深表示板(65か所)を電柱に設置する。設置箇所は、多摩川洪水想定浸水深の特に深いところ、令和元年台風第19号で浸水被害のあった地域を中心に設置する(令和2年6月設置予定)。 ・洪水ハザードマップを改定し、6月に暫定版をホームページで公開し、9月に完成版を全戸配布する。全区版の基となる都の浸水予想区域図の改定を反映するとともに、区民それぞれの浸水リスクに応じた水害時の避難の仕方を記載する。改定にあたっては、区民にとってわかりやすいハザードマップを目指すため、地元で防災活動に携わる町会の意見等を踏まえ改定する。 ・風水害時の避難方法(自主避難や親類などの縁故避難、命を守るための垂直避難)について様々な避難があることや、日頃からの備え、災害前の対応について、区のおしらせ、改定する洪水ハザードマップ等の防災啓発物、防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前周知啓発に取り組む。

### 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

#### 3 避難所開設・運営について

項目	課題	対応策	具体的な取組み	
1 水害時の避難所の開設 【災対地域本部】 【災対教育部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第19号による避難所は十分に周知できなかったことから、混乱する区民が多く発生した。</li> <li>・地震の際の避難所が風水害の際の避難所と認識されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域内には避難所を開設しない。(区立小中学校(玉堤小、二子玉川小、砧南小、砧南中、喜多見小、喜多見中)、大学、都立高校、民間施設)</li> <li>・土砂災害警戒区域内には避難所を開設しない。</li> <li>・計画運休が示唆され、災害対策本部が設置される状況になった場合は、玉川・砧地域本部では、区の洪水ハザードマップ(多摩川版)で示している浸水想定区域の対象避難者に対し、自主避難や縁故避難を促していくとともに、あらかじめ想定した区立小中学校を避難所として開設する。</li> <li>・世田谷地域・北沢地域、烏山地域には、台風第19号の対応を踏まえ避難所を検討し開設する。</li> <li>・「避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)」を早めに発令する際には、早めに避難する方を受け入れる避難所をあらかじめ選定し、受入れを開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短】</li> <li>【短】</li> <li>【短】</li> <li>【短】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)」を早めに発令する際には、早めに避難する方を受け入れるため、多摩川洪水浸水想定区域から離れた施設を水害時避難所(第一次)として開設し、受入れを開始する。その後、上記以外の施設を水害時避難所(第二次)として開設し、避難者を受け入れる。</li> <li>詳細は、別紙「風水害時の避難所の開設及び運営態勢について」参照</li> </ul>
2 水害時の避難所の拡充 【災対統括部】 【災対地域本部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川浸水想定区域外で、より身近な避難所を確保する必要がある。</li> <li>・避難する暇が無い事態に対応するため、垂直避難が可能な建物などを確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に玉川、砧地域を中心に、大学や都立高校など、民間施設に対して、水害時の避難所の拡充について協議を行い、早期運用を目指す。</li> <li>・既に協定を締結している大学や高校などには具体的な運用を協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短】</li> <li>【短】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は、別紙「風水害時の避難所の開設及び運営態勢について」参照</li> </ul>
3 水害時の避難所の周知 【災対統括部】 【災対地域本部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時の避難所として、浸水想定区域内の避難所は使用できないことから、避難所の周知を徹底する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時の避難所の事前周知を行う(ハザードマップ、ホームページ、ツイッターなど)。</li> <li>・日頃から学校に掲示している避難所のサインに水害時は避難所として開設しない旨の掲示を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短】</li> <li>【短】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定する洪水ハザードマップに水害時避難所を掲載し、玉川・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域内には、水害時避難所(多摩川洪水避難のための避難所)を開設しないことがわかるようにする。</li> <li>・玉川・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域内で水害時避難所(多摩川洪水避難のための避難所)以外の震災時避難所は、水害時避難所として開設しない旨の掲示および周知を行う。</li> </ul>



## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 3 避難所開設・運営について

項目	課題	対応策	具体的な取組み
<p>4</p> <p>運営体制、運営要員、運営ルール(ペット同行避難対策、充電機器など) 【災対統括部】 【災対地域本部】 【災対医療衛生部】 【災対教育部】</p>	<p>・水害時の避難所運営について、運営体制、運営要員・運営ルール(避難者名簿の管理、ペット同行避難者の対応(アレルギー対策・避難後のクリーニング含む))などの運営体制を確立する必要がある。 ・避難が長期化した場合の携帯電話への充電対策を検討する必要がある。</p>	<p>・多数の避難者の携帯電話の一齐充電ができるように、避難所などに大容量ポータブル蓄電池を配備し、具体的な運用の準備をしていく。 ・避難所と地域本部とで職員が速やかに情報収集、共有ができるよう、通信用アプリを導入し、具体的な活用を検討した上で、早期の運用を開始する。 ・運営体制は、避難所運営マニュアル(標準版)を基本とし、水害時の対応をまとめる。 ・避難所の開設・運営は区が責任を持ち、地域住民とともに運営を行う。区の運営要員は、区地震の際に参集指定している拠点隊から人員を振り分ける。 ・避難者名簿は避難所運営マニュアルに基づき、適切に管理を行う。 ・参集職員を中心にマニュアルに基づく避難所運営の確認を行う。 ・ペットの同行避難は各避難所で受入れを行う。避難所ではペットの受入スペースを確保するとともに、避難者を受け付ける段階で、動物アレルギーのある人を把握し、動物と接触しない配置を行う。 ・避難所が円滑に開設できるよう、避難所施設の鍵を地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行う。 ・学校の教室などを使用した場合は、速やかに消毒などの対策をとる体制を検討する。</p>	<p>【短】【4補】 【短】【R2】 【短】 【短】 【短】 【短】 【短】 【短】 【短】</p> <p>・多数の避難者が携帯電話、スマートフォンの一齐充電ができるよう、避難所に大容量ポータブル蓄電池を配備する(8月予定)。 ・災害対策本部態勢や水防態勢において、職員間における避難所の状況などの情報収集・共有が出来るよう、管理職のスマートフォンに通信用アプリ(LINEWORKS)を6月に導入し、出水期における運用体制を整備する。また、導入後においては効果を検証したうえで、拠点隊職員用等のスマートフォンへの導入を進める。 ・水害時避難所開設・運営は区が責任を持ち、地域住民とともに運営を行う。区の運営要員は玉川・砧地域水防本部応援管理職と拠点隊参集指定職員とし、地域住民および避難所運営委員会等と協議して、運営体制を定める。避難所運営マニュアル(標準版)を基本に、各避難所のマニュアルを整備する。 ・避難所を開設した際に避難者を混乱させず、スムーズに受け入れるため、施設の開錠、備蓄物品の搬入や掲示物の設置などの開設準備を遅滞なく行う必要があることから、開設準備時間や公共交通機関の運行状況、職員の移動時間を考慮したうえで、職員へ参集指示を行う。 ・避難者の中には、動物アレルギーのある方もいるため、ペットの同行避難の際のペットの滞在スペースは、避難施設と事前に取り決めた体育用具室や階段下など、ほかの避難者と接触しないかつ風雨を避けられる場所に設ける。その場所では、ペットをケージに入れた状態を保ち、糞尿の始末等ペットの世話は、飼い主が行う。 ・水害時避難所が円滑に開設できるよう、避難所施設の鍵の管理、施設の使用範囲、ペット・介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整する。 ・避難所閉鎖後のクリーニング等については、必要箇所の判断等を含め実施体制を検討する。</p>
<p>5</p> <p>備蓄物品(毛布、水、ビズケット)、人員、車両配置 【災対統括部】 【災対地域本部】 【災対物資管理部】</p>	<p>水害時の避難所を開設する場合、他の避難所からの備蓄物品などの搬送と、それに伴う、人員、移動手手段の配置を検討する必要がある。</p>	<p>・避難者数の想定に応じた備蓄を事前に配備する。 ・避難所への備蓄物品の搬送は、本庁の共有車両や協定団体を活用することとし、人員・車両などの配備を行う。</p>	<p>【短】【4補】 【短】</p> <p>・水害時避難所の避難者収容数の想定に応じて、避難所の防災倉庫等に必要な備蓄物品を事前に配備する。防災倉庫等での事前配備が難しい場合には、広域用防災倉庫等からの搬送方法を検討する。 ・水害時の避難所への必要な備蓄物品の搬送、備蓄倉庫からの搬出は、災対地域本部で行う。避難所運営が数日に渡る場合や複数の避難所へ物資搬送が必要な場合は、災対物資管理部をとおして協定団体へ要請する。</p>
<p>6</p> <p>地域の人材・民間施設・事業者との連携 【災対地域本部】</p>	<p>避難所運営委員や避難者から避難所運営に対する協力の申し出があった場合の対応を検討する必要がある。</p>	<p>・震災時の避難所運営委員会などの方々から、水害時も区民による避難所開設の必要性が意見、提案などにあがっており、地域住民の協力を得られる避難所では、避難所運営マニュアルの業務の中で、役割分担を適切にして避難所を運営していく。</p>	<p>【短】</p> <p>・水害時避難所開設・運営は区が責任を持ち、地域住民とともに運営を行う。区の運営要員は玉川・砧地域水防本部応援管理職と拠点隊参集指定職員とし、地域住民および避難所運営委員会等と協議して、運営体制を定める。</p>

## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 3 避難所開設・運営について

項目	課題	対応策	具体的な取組み
7 車両による避難者の対応 【災対地域本部】 【災対教育部】	暴雨風の中の避難者や、ペット同行避難者は、車で避難してくるから、車両避難者への対応を検討する必要がある。	・あらかじめ駐車可能な場所を確認しておく。合わせて、駐車場のある避難所施設への案内を行う。	【短】 ・水害時避難所が区立小中学校の場合は、施設内および校庭への駐車は原則禁止とし、駐車場の利用が可能な水害時避難所をホームページ等で周知する。周知にあたっては、原則公共交通機関での避難を促すこと等を併せて周知するほか、日ごろから自主避難、縁故避難についての周知に努める。
8 避難行動要支援者の対応 【災対保健福祉部】 【災対地域本部】	避難行動要支援者は避難に時間を要することから、避難情報のタイミングを再考する必要がある。	・避難行動要支援者への早めの避難行動の呼びかけについて、検討を行う。 ・暴風雨の中の避難行動要支援者の保護については、あらかじめ、警察・消防と協議し、役割を分担し、対応する。	【短】 ・令和元年度世田谷区避難行動要支援者支援検討部会を開催し、検討を開始した。玉川、砧総合支所における風水害時の避難行動要支援者への呼びかけについては、令和2年5月～6月に実施予定の浸水想定区域における要支援者へのアンケート結果をもとに検討する。
9 避難所の停電対策 【災対統括部】 【災対地域本部】 【災対清掃・環境部】	台風第19号でも最大で約5200軒が停電し、台風第15号による千葉県の大規模長期停電が発生したことを踏まえ、特に多くの方が避難する避難所の電源を確保する必要がある。	・避難所に配備しているガソリン、ガスボンベ式発電機などの燃料が枯渇した場合を想定して、他自治体の事例を参考に環境にも配慮した災害時の電源確保のための電気自動車(庁有車)を導入する。	【短】【4補】 ・環境にも配慮した災害時の電源確保のための電気自動車(庁有車7台)および、電気自動車の電力を各種電化製品に活用するための外部給電器を配備する(9月予定)。
10 避難所の新型コロナウイルス等感染症対策 【災対統括部】 【災対地域本部】 【災対医療衛生部】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、避難所における感染症対策の取組みを推進する必要がある。	—	【短】 出水期を迎えるにあたり、風水害時の避難所における新型コロナウイルスの感染防止の緊急対応方針を取りまとめた。この方針に基づき、水害時避難所の運営等を行う。 ・在宅避難、自主避難や縁故避難の推奨や避難所に避難する際はマスク、消毒用アルコール、石鹸等の感染症予防物品の持参などを区ホームページ、災害・防犯情報メール、ツイッター、区のおしらせ等にて周知する。 ・震災時だけでなく、水害時についても区内大学、都立高校等の予備避難所を活用し、スペースの確保をする。 ・避難所は、体育館だけでなく、教室、視聴覚室、ランチルーム等も含めて避難スペースとして活用する。 ・避難者(家族)ごとに他の避難者と最低1mの間隔を空けて、避難者同士が向かい合わず、同一方向を向いて座る。 ・発熱等の症状がある避難者を避難所内の隔離スペースに誘導する。 ・マスク、体温計、消毒用アルコール、石鹸を避難所の備蓄品として追加配備予定。 ・手洗いの対策の徹底、十分な換気の実施、避難者はマスク着用を原則とし、マスクを所持していない避難者に、備蓄しているマスクを配付する。 ・避難所における新型コロナウイルスの感染防止対策等をまとめた留意事項を作成し、避難所運営マニュアル等とともに活用する。 ・自宅療養者(陽性者)、経過観察者(濃厚接触者、PCR被検査者等)のための避難の方法を具体化する。 ・避難者が避難所内で発症した場合は、平時の発生事例の対応と同様の扱いとし、保健所に報告し、指示を受け、搬送、隔離、消毒を実施する。



## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 4 多摩川河川敷冠水に伴う公園・運動施設の復旧等

項目	課題	対応策	具体的な取組み
1 多摩川河川敷冠水に伴う公園・運動施設の復旧など 【災対土木部】 【災対区民支援部】	多摩川河川敷の公園・運動施設などが冠水し、使用できない状態となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川玉堤広場などや二子玉川緑地運動場については、順次復旧作業を進め、利用可能となった施設より再開する。</li> <li>整備について、国土交通省京浜河川事務所などと協議しながら、河川敷であることを踏まえたスポーツ施設のあり方について検討する。</li> </ul>	<p>【短】【3補】</p> <p>【長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川河川敷の公園施設の復旧作業に、災害復旧の国庫補助金を充当しながら取り組んでいる。</li> <li>多摩川玉堤広場(多摩川遊園)の運動施設を復旧させた(令和2年3月)。また、兵庫島公園、二子玉川緑地運動場は、復旧工事を施工中である。</li> <li>災害復旧工事については、国土交通省京浜河川事務所などと協議しながら進めていく。</li> <li>二子玉川緑地運動場については、施設の一部利用再開に向けた災害復旧工事に着手するとともに、指定管理者による復旧作業を行い、利用可能となった施設より順次再開予定である。</li> <li>河川敷内の陥没箇所整備やスポーツ施設のあり方については、国土交通省京浜河川事務所と情報共有を行い、復旧等に向けて引き続き検討していく。また、水防計画に基づく工作物の撤去等計画について見直しを行う。</li> </ul>

### 5 水防活動体制

項目	課題	対応策	具体的な取組み
1 水防計画の見直し 【災対土木部】	令和元年の台風第15号や台風第19号の被害状況を踏まえ、また、庁舎移転や組織改正を見据え、水防計画を見直す必要がある。	<p>次の点について、<b>水防計画を見直す</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①暴風や多摩川水位上昇などの被害状況を踏まえた見直し</li> <li>②発行時期の前倒し</li> <li>③組織改正、事務所移転を踏まえた見直し</li> </ul>	<p>【短】</p> <p>洪水に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とし、<b>水防法及び東京都水防計画に基づく水防計画について、令和元年台風第19号などによる暴風や多摩川水位上昇などの被害状況を踏まえ、6月中を目途に見直している。</b></p> <p>主な見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「世田谷区避難勧告等の判断・伝達マニュアル(河川氾濫/土砂災害)」の掲載</li> <li>②「多摩川現地情報班」を「多摩川現地指揮班」に態勢強化</li> <li>③多摩川に関する記述の集約化</li> <li>④見やすさ、使いやすさの改善 外</li> </ul>
2 水防態勢の見直し 【災対土木部】	令和元年の台風第15号や台風第19号の被害状況を踏まえ、また、庁舎移転や組織改正を見据え、水防態勢を見直す必要がある。	<p>次の点について、<b>水防態勢を見直す</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①応援態勢の強化(本所職員の土木・公園管理事務所への派遣増強)</li> <li>②樋門・樋管、陸閘、ポンプなどの水防機材の操作・取り扱いの強化</li> </ul>	<p>【短】</p> <p><b>暴風や多摩川水位上昇などの被害状況を踏まえ、土木・公園管理事務所への応援態勢及び、樋門、排水ポンプ車等の水防施設や機材の操作態勢を今年の台風シーズン(8月)の前までを目途に強化する。</b></p>
3 豪雨対策(集中豪雨) 【災対土木部】	集中豪雨によって、区内中小河川の流域で、内水や溢水による浸水被害が発生している。	<p>次の点について、「豪雨対策行動計画」に基づき引き続き取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①グリーンインフラの視点を踏まえた流域対策の推進(区が管理する公共施設への雨水流出抑制施設の設置)</li> <li>②国、東京都、鉄道事業者などの公共・公益事業者に対して、建物・施設整備の際の雨水流出抑制施設の設置を要請</li> <li>③民間施設への雨水流出抑制施設の設置指導、助成制度の推進</li> </ul>	<p>【長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラの視点を踏まえ道路や区立公園等の公共施設の新設や改修の際に、流域対策に寄与する雨水流出抑制施設を設置している。</li> <li>雨水流出抑制施設設置については、引き続き、指導要綱で定める対策量を踏まえた指導を事業者等に行っていく。</li> <li>東京都が実施している呑川・蛇崩川の下水道増強幹線整備工事及び谷沢川分水路整備工事の早期完成を引き続き要請する。</li> <li>民間施設への雨水流出抑制施設の設置指導及び助成制度を活用した普及促進に取り組む。</li> </ul>



## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 5 水防活動体制

項目	課題	対応策	具体的な取組み
4 多摩川の水位上昇による水門(樋門・樋管)の運用及び周知 【災対土木部】 【災対地域本部】 【災対統括部】	今回の対応では、樋門、樋管の閉鎖を一部実施できなかったことから運用の見直しが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>樋門・樋管の操作体制を強化する。</li> <li>避難準備・避難勧告のタイミングを見直す。</li> <li>樋門・樋管を閉鎖・開門することの周知体制を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樋門、樋管の操作については、浸水被害検証委員会で検証を進めている。</li> <li>浸水被害検証の最終報告を踏まえ、避難勧告等の避難情報発令にかかわる判断基準を見直す。</li> <li>樋門、樋管開閉の周知については、区ホームページ等の様々な媒体によりリアルタイムで情報を提供する。また、水門の役割と閉鎖の影響等を地域住民に周知する。</li> </ul>
5 陸閘の開閉 【災対土木部】 【災対地域本部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸閘の閉鎖に人手を要する。</li> <li>玉川東西陸閘を閉鎖する際は、玉川南地区の住民を避難させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸閘の閉鎖には人手を要することから、現場体制を充実させる。</li> <li>京浜河川事務所では久地陸閘の廃止を検討していることから、京浜河川事務所と連携して対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸閘の閉鎖作業の人員を確保するため、本庁職員の派遣態勢を今年の台風シーズンを目途に構築する。</li> </ul>
6 土のうステーションの拡充 【災対土木部】	土のうの在庫が不足し、土のうを必要とする区民に行き渡らなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く区民に行きわたるように土のうステーションを拡充する。土のうの持ち出しルールを見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土のうステーションを令和元年度中に54基から60基に増やした。さらに10基を7月末を目途に増設し、合計70基を設置する。</li> <li>多くの区民が土のうを持ち出せるよう、家屋1棟あたりの土のう持ち出し数を20袋までとするよう周知していく。</li> </ul>

### 6 国・都との連携による電気・水道等各種インフラの安定化・復旧対応

項目	課題	対応策	具体的な取組み
1 堤防未整備箇所での溢水対策 【災対土木部】	堤防未整備箇所に土のうを積んだが溢水した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無堤防箇所専用の土のうを保管するための倉庫を近傍に設置する。</li> <li>国土交通省に、多摩川無堤防箇所での堤防整備、暫定堤防の計画高さまでの嵩上げを早期に行うよう要望する。</li> <li>堤防完成までの止水対策は、土のう以外の止水板・大型土のうの設置などについて京浜河川事務所と連携して対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月までを目途に、多摩川無堤部溢水対策専用の土のう等保管倉庫を無堤部近傍に設置する。</li> <li>令和2年2月27日に、世田谷・川崎・大田の3市区長から国土交通大臣へ、堤防の早期整備を盛り込んだ要望書を提出した。</li> <li>今年6月を目途に、国が無堤部(玉川3-1先)に仮設大型土のうを設置する。区は、別途、可搬式止水板も導入し、緊急時には速やかな止水措置を講じる。</li> </ul>
2 樋門の改善 【災対土木部】	樋門の操作は屋外であり、一部は多摩川の川表での操作となっており、危険である	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の3点を施設設置者である東京都下水道局に要請する。</li> <li>①短期の対策として、樋門の開閉を安全に操作できる緊急策を要請する。</li> <li>②中長期の対策として、樋門の操作方法の改善(自動開閉、堤内地での操作、遠隔操作など)について、要請する。</li> <li>③排水ポンプの設置をあらためて要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連自治体による連盟等が実施する要望活動の中に、樋門の操作改善策の実施、排水機場の設置を引き続き盛り込む。</li> <li>多摩川流域における国・都・県・市区等関係機関が連携して取りまとめた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に流域における対策として、下水道樋管等の自動化・遠隔化が盛り込まれた。</li> <li>今年度の台風シーズンを目途に、区の要請に基づき、等々力排水樋門の操作環境の改善(堤内地における操作化)を東京都下水道局が実施する。</li> </ul>
3 樋管の改善 【災対土木部】	玉川排水樋管の操作は現場での操作となっており、改善が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の2点を施設設置者である国土交通省に要請する。</li> <li>①中長期の対策として、樋管の操作方法の改善(自動開閉、遠隔操作など)について、要請する。</li> <li>②排水ポンプの設置を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉川排水樋管の所有者である国土交通省に樋管の操作方法の改善(自動開閉、遠隔操作など)、排水ポンプの設置を改めて要請していく。</li> </ul>

## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 6 国・都との連携による電気・水道等各種インフラの安定化・復旧対応

項目	課題	対応策	具体的な取組み
4 多摩川の河川対策	令和元年の台風第19号では、河川整備計画以上の水量が流れた。	国土交通省に対して、暫定堤防の改修、堤防の強化、河床掘削、情報連絡の強化などについて要請・連携する。	【短】 ・令和元年11月7日に、世田谷区長から国土交通省関東地方整備局長あてに、溢水箇所の堤防整備等を盛り込んだ要望書を提出した。 ・令和2年2月27日に、世田谷・川崎・大田の3市区長から国土交通大臣へ、早期堤防整備、上流部での洪水調整施設の設置等を盛り込んだ要望書を提出した。
5 区内中小河川対策	集中豪雨では、区内中小河川の流域で、内水や溢水による浸水被害が発生している。	東京都建設局に対して、引き続き、河川改修などを要請する。	【短】 ・区が属する河川、下水道関連の連盟等が実施する要望活動等において、引き続き、河川改修等を要請し、東京都と連携して河川改修を進める。
6 区内下水道対策	集中豪雨では、区内中小河川の流域で、内水や溢水による浸水被害が発生している。	東京都下水道局に対して、引き続き、施設整備などを要請する。	【短】 ・関連自治体による連盟等が実施する要望活動等において、引き続き、施設整備等を要請していく。区としても、東京都から受託している雨水管整備事業を推進していく。

### 7 風水害被害による事後対応の課題(区民周知・人員体制等)

項目	課題	対応策	具体的な取組み
1 災害ごみの受け入れ体制(臨時集積スペースの確保) 【災対清掃・環境部】	災害ごみの受け入れをするための広報や実働部隊の収集作業内容を決め、その人員確保を災害時に混乱なく進めるための事前の備えをする必要がある。	・災害ごみの受入体制(集積場所や対象となるごみなど)や作業内容を検討する。	【短】 ・令和元年台風第19号に伴う災害ごみ収集の検証を令和元年12月に行い、諸課題を洗い出した。検討結果については、現在策定中の「世田谷区災害廃棄物処理計画」及び平成31年3月に作成した「世田谷区災害廃棄物処理マニュアル」の修正に反映させる。
2 浸水地域への消毒支援体制 【災対医療衛生部】	浸水地域への消毒支援をするための広報や実働部隊の作業内容を決め、その人員確保を災害時に混乱なく進めるための事前の備えをする必要がある。	・広域に渡る浸水地域への消毒支援ができるよう、委託業者との連携を強化し、消毒薬の増強するとともに、作業内容と体制を検討する。	【短】 ・委託業者には、水害の規模に応じて、臨機応変に複数の作業班の出動の必要性を説明し、緊急時の協力を仰ぐ。 ・委託先の受け入れ状況によっては、別団体への要請も視野に入れておく。 ・対象外の床上浸水以外の消毒も考慮して、消毒薬の配布を積極的に行っていく。
3 道路啓開について 【災対土木部】	路上に想定していない量の土砂が堆積して緊急に除去が必要となった。	・土砂を取り除く作業予算や除去した土砂の置き場を確保していく。	【短】 ・令和元年台風第19号と同様規模の土砂の除去が必要になった場合に備え、土砂の仮置場を、野毛町公園拡張予定地に暫定的に確保した。
4 浸水した大規模建築物(マンションなど)地下室からの排水作業 【災対土木部】	排水ポンプの能力が不足し、宅地での排水作業に時間と労力を要した。	・新たに排水ポンプ車を購入して増強し、排水効率を高める。	【短】【4補】 ・現在、最大毎分1.8m <sup>3</sup> 排水可能な可搬式ポンプを配備しているが、今年の8月に、これを上回る最大毎分10m <sup>3</sup> の排水可能な排水ポンプ車を2台導入する。



## 風水害対策総点検を踏まえた取組み

※凡例 【短】既に着手し、出水期までに対応(【3補】3次補正対応【4補】4次補正対応予定  
【R2】R2当初予算対応予定)  
【長】検討、実施に時間を要する対応

### 7 風水害被害による事後対応の課題(区民周知・人員体制等)

項目	課題	対応策	【短】	具体的な取組み
5 り災証明発行体制 【災対地域本部】 【災対区民支援部】 【災対都市整備部】	り災証明を発行するための広報や実働部隊の作業内容を決め、その人員確保を災害時に混乱なく進めるための事前の備えをする必要がある。	被災後にり災証明対策本部を設置し、速やかに調査が行われるよう、作業内容と体制を検討する。	【短】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明の発行方針や判定基準の明確化を図る。</li> <li>・り災証明対策本部を円滑に運営するための人員体制のあり方、必要物品、本部設置場所の確保等について、全庁的な支援の確保も含めて整理する。</li> <li>・通常期や、り災証明対策本部設置前の対応との連続性がり災証明対策本部の円滑な運営と迅速な発行環境の整備に不可欠であることから、関係所管の引継ぎや本部運営の関わり方を明記する。</li> <li>・平時より、災害発生時における被災者生活再建支援システムを運用していくうえで必要となる知識及び技術を取得することを目的とした調査手法やり災証明発行、事務手続きに関する職員研修を引き続き実施し、知識を共有する。</li> </ul>
6 被災者相談窓口 【災対地域本部】 【災対区民支援部】	被災者相談窓口を開設するための広報や作業内容を決め、その人員確保を災害時に混乱なく進めるための事前の備えをする必要がある。	被災後に災害復興本部を設置し、速やかに地域での相談窓口が開設できるよう、設置場所や体制を検討する。	【短】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時より災害時における支援制度を把握するとともに、災害時においては、災害復興本部に集められた被害状況の把握・ニーズを踏まえ、被害に遭われた方の困りごとを受け付ける総合的な相談受付体制を整備する。</li> <li>・平時から実施している「女性のための悩みごと・DV相談」(男女共同参画センター事業)において、災害時特有の相談にも対応できるよう準備を進める。</li> <li>・「女性のための悩みごと・DV相談」では対応できないケースに備え、男女共同参画センター以外の相談先をまとめておく。</li> <li>・各地域本部に設置される外国人相談窓口の設置体制について見直しを行う。また、多言語のほか外国人にわかりやすいやさしい日本語を活用した広報について検討する。</li> </ul>
7 被災者の一時滞在施設の確保(事前の選定、運営事業者との協定など) 【災対地域本部】 【災対区民支援部】 【災対都市整備部】	浸水などの被害により、一時的に住まいを必要とする区民のために、一時滞在施設開設するための広報や実働部隊の作業内容を決め、その人員確保を災害時に混乱なく進めるための事前の備えをする必要がある。	被災後に災害復興本部を設置し、被害状況を踏まえ一時滞在施設を確保できるよう、作業内容と体制を検討する。	【短】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を踏まえ、大蔵運動場及び大蔵第二運動場の施設を一時滞在施設として確保し、作業内容と体制を引き続き検討する。</li> <li>・災害時においては、災害復興本部に集められた被害状況の把握・支援ニーズを踏まえ、都等関係機関と連携して公的施設供給等の支援策を案内する。</li> <li>・被災住民に対する入浴支援として、大蔵第二運動場の無料開放を今後も実施できるよう、作業内容と体制を引き続き検討する。</li> </ul>
8 ボランティア・他自治体支援(職員派遣・代理寄附)受け入れ 【災対総務部】 【災対区民支援部】 【災対保健福祉部】	ボランティアと他自治体からの支援を円滑に受け入れるため、受け入れる業務や作業内容を決め、その人員確保を災害時に混乱なく進めるための事前の備えをする必要がある。	被災後に災害復興本部を設置し、被害状況を踏まえ、受入業務やボランティア協会との連携と体制について、担当する災対部の役割に基づき検討する。	【短】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興本部に集められた被害状況や支援ニーズを踏まえた適切なボランティアの派遣・受け入れができるよう、ボランティア協会との情報連絡体制を強化するとともに、平時からの情報共有を進め、連携の強化を図る。</li> <li>・また、地域防災計画(素案)にある受援体制に基づき、川場村等の協定締結自治体や交流自治体からの支援の申し出を受け、受援調整会議を通して災対各部との連絡調整を行う。また、必要に応じて、協定締結自治体等へ支援を要請する。</li> </ul>